

4-2 相談窓口はたくさんあります（平成30年2月現在）

（1）愛媛県宅地建物取引業協会四国中央地区連絡協議会 不動産無料相談

相談日等：毎月1回、午後1時から午後5時まで宇摩建設会館3階で
相談を受けています。

毎月の相談日は「広報四国中央」に掲載されています。

事前予約が必要ですので、相談日前日までに予約してください。

連絡先：公益社団法人愛媛県宅地建物取引業会四国中央地区協議会

〒799-0404 四国中央市三島宮川4丁目8番57号 宇摩建設会館3階

TEL：0896-24-2235

業務時間：午後1時～午後5時（土・日曜日、祝祭日等を除く。）

（2）愛媛県不動産鑑定士協会 無料相談室

愛媛県不動産鑑定士協会が実施している、電子メールによる不動産に関する無料相談です。相談方法等につきましては、ホームページを参照して下さい。

連絡先：公益社団法人愛媛県不動産鑑定士協会

〒790-0003 松山市三番町4丁目8-7 第5越智ビル6F

TEL：089-941-8827

（3）愛媛県建築士会 無料住宅相談窓口

愛媛県建築士会が実施している住宅の建築に関する相談です。

連絡先：愛媛県建築士会

〒790-0002 松山市二番町4-1-5 建築士会館2階

TEL：089-945-6100

営業時間：午前8時30分～午後5時

（土・日曜日、祝日及びお盆休み年末年始を除く。）

（4）愛媛弁護士会 法律相談センター

愛媛弁護士会が実施している有料相談です（事前予約が必要）。

※相談時間30分以内、料金5,000円（消費税別）

連絡先：愛媛弁護士会

〒790-0003 松山市三番町4丁目8番地8

TEL：089-941-6279

相談日：月・金曜日（予約制）※2週間前から受付開始

午後1時～午後4時

水曜日（予約制）※2週間前から受付開始

午後5時30分～午後7時30分

(5) 愛媛県司法書士会 総合相談センター

愛媛県司法書士会による相談です(事前予約が必要)。

※相談時間 30 分以内

連絡先：愛媛県司法書士総合相談センター松山

〒790 - 0062 松山市南江戸 1 丁目 4 番 14 号

愛媛県司法書士会合同会館

TEL：089 - 941 - 1263

相談日：毎月第 2 水曜日(午後 1 時～午後 7 時)

(6) 愛媛県土地家屋調査士会 無料登記相談会

愛媛県土地家屋調査士会による相談です(事前予約が必要)。

連絡先：愛媛県土地家屋調査士会

〒790 - 0062 松山市南江戸 1 丁目 4 番 14 号

愛媛県司法書士会・土地家屋調査士会合同会館

TEL：089 - 943 - 6769

相談日：毎月第 2 水曜日(午後 1 時～午後 4 時)

(7) 愛媛県行政書士会 無料相談センター

愛媛県行政書士会による相談です(3 日前までに事前予約が必要)。

連絡先：愛媛県行政書士会無料相談センター

〒790 - 0877 松山市錦町 98 番地 1 愛媛県行政書士会館

TEL：089 - 946 - 1443(無料相談センター予約専用ダイヤル)

予約受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時

(土・日曜日、祝祭日及びお盆、年末年始を除く。)

相談日：毎月第 2、第 4 水曜日(午前 10 時～午後 3 時)

(8) 松山地方法務局四国中央支局 登記相談

登記に関する相談です(事前予約が必要)。

※相談時間は 30 分以内

連絡先：松山地方法務局四国中央支局

〒799 - 0405 四国中央市三島中央 5 丁目 4 番 31 号

TEL：0896 - 23 - 2407

開庁時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分(土・日曜日、祝祭日等を除く。)

相談日：毎週月・水・金曜日(祝祭日除く。)

(9) 公証役場 無料相談

公証役場・公証人は、遺言や任意後見契約などの公正証書の作成など公証業務を行う公的機関です。相談については、事前に予約が必要となります。

連絡先：新居浜公証役場

〒792 - 0025 新居浜市一宮町 2 - 4 - 8 新居浜商工会館 3 階

TEL : 0897 - 35 - 3110

業務取扱時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分

(土・日曜日、祝祭日等を除く。)

(10) 国税（譲渡所得税、贈与税、相続税ほか）

0896-24-5410 へお電話いただくと、自動音声で案内されます。

自動音声の案内に従ってください。

連絡先：伊予三島税務署

〒799-0405 四国中央市三島中央 5 丁目 9 番 45 号

TEL : 0896 - 24 - 5410

開庁時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時（土・日曜日、祝日等を除く。)

(11) 県税（不動産取得税ほか）

不動産取得税に関する事のお問合せ等は、下記までご連絡下さい。

連絡先：東予地方局課税課

〒793 - 0042 西条市喜多川 796-1

TEL : 0897-56-1300 (代表)

開庁時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分(土・日曜日、祝祭日等を除く。)

(12) 市税（固定資産税）

固定資産税をはじめ市税に関するお問合せ等は、下記までご連絡下さい。

連絡先：四国中央市財務部税務課（H30.4～政策部税務課）

〒799 - 0497 四国中央市三島宮川 4 丁目 6 番 55 号

TEL : 0896 - 28 - 6205

開庁時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分(土・日曜日、祝祭日等を除く。)

このほかに 当市でも**弁護士や司法書士による無料相談**を実施しています。

日程等については、「**広報四国中央**」をご覧ください。

【実りある相談に向けて】

- * 質問事項は事前に整理しておいてください。
- * これまでの経過や親族関係などは理解し易いようにしておいてください。
- * お手持ちの資料があれば、できるだけ持参してください。
- * 相談者のお話とご持参いただいた資料をもとに相談を承りますので、事実が異なれば相談内容も異なります。
- * 専門職の職分は、法律により定められています。相談窓口を迷う場合は、あらかじめご確認ください。



四国中央市マスコットキャラクター
しごちゅ〜

その他空家に関することは空家等対策室へご相談ください。

四国中央市建設部建築住宅課空家等対策室

〒799 - 0413 四国中央市中曾根町 500 番地

四国中央市消防防災センター5階

電話 0896 - 28 - 6184

開庁時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分(土・日曜日、祝祭日等を除く。)